

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度) (案)

市町村名	清須市	協議会名	清須市地域公共交通会議
------	-----	------	-------------

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

本市は、平成17年7月に西枇杷島町・清洲町・新川町が合併して誕生し、平成21年10月には春日町とも合併した。

この2回の合併を経る中で、移動制約者の交通手段の確保を念頭に置きながら、新市としての一体感の醸成、公共施設の再編に伴う市内移動の新たな導線への対応のため、平成18年6月に全国に先駆けて地域公共交通会議(平成20年3月に「法定協議会」として位置づける旨の改正)を設置し、平成18年10月からコミュニティバスの実証運行事業を開始した。さらに、清須市地域公共交通戦略・総合連携計画を平成21年3月に策定し、コミュニティバス運行をそれに位置づけている。

コミュニティバスの利用者アンケートや非利用者を含めた市民への満足度・重要度調査を実施するなどして、公共交通の必要性・市内移動者ニーズ等を適切に把握し、法定協議会(地域公共交通会議)での議論を経て、必要に応じてルート・ダイヤ改正を実施(平成23年3月20日)し、市民の移動利便性の向上を図った。

また、バスのりば標識や時刻表への広告掲載枠の設定などによる自主財源の確保にも努め、当該事業を本格実施する環境整備を整備した。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

清須市地域公共交通総合連携計画において、コミュニティバス実証運行事業、時刻表の発行やバス停への「のぼり」の設置などによる利用促進広報事業を地域として実施する事業として位置づけた。

コミュニティバス実証運行事業については、平成21年10月の春日町との合併により、路線の再編を行った上で、2路線から3路線に増やして、春日地区へ延伸した。

また、清洲城特設会場に設置した大河ドラマ関連施設の開館に合わせ、平成23年3月にルート・ダイヤ改正を実施し、市民だけでなく、本市への来訪者の交通利便性の確保も図り、一昨年度は約27.6千人、昨年度は約28.3千人、今年度は12月末までの間に約21.2千人が利用した。

利用促進広報事業としては、平成23年3月に実施したルート・ダイヤ改正時に発行した時刻表(別添 資料1「きよす あしがるバス 時刻表・全体ルート図」を参照)、コミュニティ紙及び交通マップ(別添 資料2「あしがるバス通信」を参照)、大河ドラマ館とタイアップしたバスのラッピング(別添 資料3「ラッピングバス新聞記事(平成23年2月28日付け中日新聞朝刊尾張版)」を参照)、ドラマ館関連書籍の中でのPR(別添 資料4「ドラマ館公式ガイドブッカー江と三英傑 絆のやかたー」を参照)や愛知県が県民運動として進めている環境にやさしい交通行動を軸としたライフスタイル「エコモビリティライフ」のイベント会場でのPR(別添 資料5「エコモビ活動の様子」参照)など、市民だけでなく、本市への来訪者等にも積極的に利用促進広報活動に取り組んだ。

なお、連携計画の上位計画となる清須市地域公共交通戦略に位置づけられ、平成22年10月から実施しているレンタサイクル事業(あしがるサイクル)についても、コミュニティバスとの名称、デザイン等の共通化を図りつつ、相乗効果が得られるよう取り組んだ。(別添 資料6「きよす あしがるサイクル ご利用案内・サイクルルートマップ」を参照)

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバス実証運行事業については、清須市地域公共交通総合連携計画において、公共交通勢圏の人口カバー率の向上、コミュニティバス利用者の増加、コミュニティバスの認知度向上を目標として掲げた。

公共交通勢圏の人口カバー率（駅500m、バス停300m）の向上については、平成23年3月に実施したルート・ダイヤ改正により、交通空白地域への路線の延伸やバス停の増設などを行い、人口カバー率を向上させた。（別添 資料7「公共交通勢圏カバー図」を参照）

また、コミュニティバス利用者の増加については、毎日の乗降車数の推移を継続して集計しており、その結果を分析した上で、法定協議会（地域公共交通会議）の会議資料（別添 資料●「清須市コミュニティバスの運行・利用状況について（仮称）」を参照）として毎回報告し、その評価を行っている。

そして、コミュニティバスの認知度向上については、調査員がコミュニティバスに同乗して、利用者から直接聞き取る利用者アンケートと、市内の主な公共施設や商業施設に出向き、その施設利用者に対するコミュニティバス非利用者アンケートを平成24年1月に実施し、その結果を分析した上で、法定協議会（地域公共交通会議）の会議資料（別添 資料●「車内アンケート・施設アンケート（仮称）」として報告し、その評価を行った。

なお、コミュニティバスの実証運行の効果を判定するにあたっては、年間の利用者数の推移及びこれまでにを行った各種アンケートや市民満足度・重要度調査結果の推移をとらえることとした。（別添 資料●「平成23年度清須市地域公共交通会議の会議録抜粋」を参照）

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行については、これまでに実施したバスの利用者アンケートの分析結果などからも、高齢者や主婦層などが商業施設や鉄道駅へ行くために利用される割合が高く、移動制約者の交通手段を確保し、市内の移動利便性を高めるというコミュニティバス運行の目的と合致している。（別添 資料●「きよす あしがるバス 利用者車内アンケート調査結果概要（仮称）」を参照）

また、合併市町村の多くが抱える課題の一つである公共施設の再編に伴う新たな交通アクセスの確保や市内移動の新たな導線に効率的・効果的に対応でき、公共交通勢圏の人口カバー率の向上、コミュニティバス利用者の増加という計画の目標を達成するためにも適切な事業であると判断された。（別添 資料●「平成23年度第2回清須市地域公共交通会議の会議録抜粋」を参照）

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの運行事業の収支率は毎年度10%未満であるため、本格運行に向け、利用者数の増加及び収支率の向上が課題であると認識している。

これまでも、利用者数の増加・収支率の向上を図るため、アンケートなどを通じて得た情報や結果、ルート・ダイヤ改正前後の利用者動向を分析した結果などを法定協議会(地域公共交通会議)の場で報告し、議論を行っており、問題点の検証を行っているものとする。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

来年度において、コミュニティバスの本格運行を実施するにあたっては、利用料金やコミュニティバスのりば標識への広告掲載料などを財源とし、財源が不足する場合には、市が認める範囲内で赤字部分を補てんし、こういった条件を付して、来年度にコミュニティバスの運行を行う事業者を選定することについて関係者の合意が得られている。

また、赤字補てんに必要と想定する予算は、清須市の平成24年度一般会計予算案に計上して、平成24年3月議会に提出し、市議会において審議してもらう予定である。(別添 資料●「平成23年度第2回清須市地域公共交通会議の会議録抜粋」を参照)

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

自主財源を確保するため、これまでもコミュニティバスのりば標識や時刻表・全体ルート図への広告掲載枠を設け、市職員が自ら市内事業所等を訪問し、広告掲載料を確保してきたところである。

今後も広告掲載枠の設置を継続し、自主財源の確保に努めることで関係者の合意を得ており、新たな広告主を確保するための取り組みを行う予定である。(別添 資料●「平成23年度第2回清須市地域公共交通会議の会議録抜粋」を参照)

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

本市では、コミュニティバスの運行にあたり、全国に先駆けて平成18年6月に「清須市地域公共交通会議設置要綱」を定め、「清須市地域公共交通会議」を設置し、さらに平成20年3月には、「地域公共交通会議」を「法定協議会」としても位置付ける旨の改正を行った。

その要綱の中では、「地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整」や「その他必要と認める事項」などを協議事項として定めた。

また、必要に応じて、専門部会を設置し、集中的かつ詳細な事項について審議を行う体制としている。(別添 資料●「清須市地域公共交通会議設置要綱」、資料●「清須市地域公共交通会議専門部会要領」を参照)

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)

当市の法定協議会としても位置づけた地域公共交通会議の設置要綱の第3条で、「住民又は利用者の代表」が会議の構成員として規定しており、自治会の代表者や公募で選ばれたバス利用者が委員として法定協議会(地域公共交通会議)に参画しており、毎回多くのご発言をいただいている。

また、利用者の意見・要望や各種アンケートを行った場合の結果などは、整理した上で、法定協議会(地域公共交通会議)の場で説明を行っており、住民の意見が反映される仕組みづくりを設けている。(別添 資料●「清須市地域公共交通会議設置要綱」を参照)

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

必要に応じて専門部会を開催し、法定協議会(地域公共交通会議)へ報告するための事項について、集中的かつ詳細な審議を行った上で、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果、実施した計画事業に係る自己評価報告案、ルート・ダイヤ改正案などを報告・審議するための法定協議会(地域公共交通会議)を適切なタイミングで開催した。

なお、法定協議会としても位置づけた平成23年度第2回清須市地域公共交通会議において、来年度の本格運行に向けた計画事業などに関して報告・審議がなされ、了承された。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

清須市地域公共交通会議設置要綱第7条第5項において、会議は原則として公開すると規定している。

また、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第7条及び第8条の規定により、会議録を作成し、配布した会議の資料等を市のホームページへの掲載等により公表することとなっている。

これらの規定に基づき、協議会の議事録や関係資料は適切に開示した。(別添 資料●「清須市地域公共交通会議設置要綱」、資料●「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」を参照)

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会としても位置づけた平成23年度第2回清須市地域公共交通会議において、専門部会で審議された利用者分析結果、計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告の素案などが報告・審議された。

また、これらの審議を踏まえ、コミュニティバスの本格運行について提案が行われ、来年度は今年度までのような国費による支援が期待できない状況下であり、効果的な利用促進広報事業の実施による利用者数の増加が課題であるものの、公共交通勢圏の人口カバー率を向上させるという目標を達成し、かつ今後進めていく公共施設の集約・再配置を支援する取り組みとして、市域内の公共交通利便性を高めるためには適切な事業であると判断され、本格運行の実施について関係者の合意形成が行われた。(別添 資料●「平成23年度第2回清須市地域公共交通会議の会議録抜粋」を参照)

また、隔年で実施している市民満足度調査において、コミュニティバスのニーズについても調査しており、今後の重要度は前回の調査より高まっているという結果を得ている。以上のことなどから、地域関係者の実質的な合意は形成されると考える。(別添 資料●「第2回(平成22年度 清須市 市民満足度調査報告書抜粋)」を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。